

奈良市
かいごふくしか

介護認定調査だより (No.8)



いつもありがとうございます。

今回は審査会で着目されるポイント「隠れた介助」について一緒に見ていきたいと思います。

行為区分毎の時間が表す行為

介護認定審査会委員テキストP35図表 12 より

直接生活介助	入浴、排泄、食事等の介護
間接生活介助	洗濯、掃除等の家事援助等
BPSD 関連行為	徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後始末等
機能訓練関連行為	歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練
医療関連行為	輸液の管理、じょくそうの処置等の診療の補助等

※ 直接生活介助については、食事、排泄、移動、清潔保持にわけて推計されます。

◎間接生活介助に該当する行為は「洗濯・掃除等の家事援助等」となっていますが、認定調査項目には洗濯、掃除の家事援助を評価する項目はありません。つまり、実際の介助では手間がかかっているとしても、一次判定の基準時間には含まれていない手間があるということです。

隠れた介助とは・・・

- ☐ 頻度が少なく、選択されなかった介助
- ☐ 選択基準に含まれない介助
- ☐ 該当する項目がない介助
- ☐ BPSD関連の介助の手間など



隠れた介助は、審査会で特に着目されるポイントです。
対象者それぞれの個別の手間を考えるうえで大切な情報になります。



半年前から、料理中に火を付けていることを忘れ、
月に 1 回鍋こがしをする。自分で鍋を洗っている。

ゴミの分別を教えてもすぐ忘れて全くできないため、週 2 回夫がゴミを分別して「物忘れ行動」を予防している。

「対象者特有の介護の手間」
が伝わるような特記を記載しましょう！



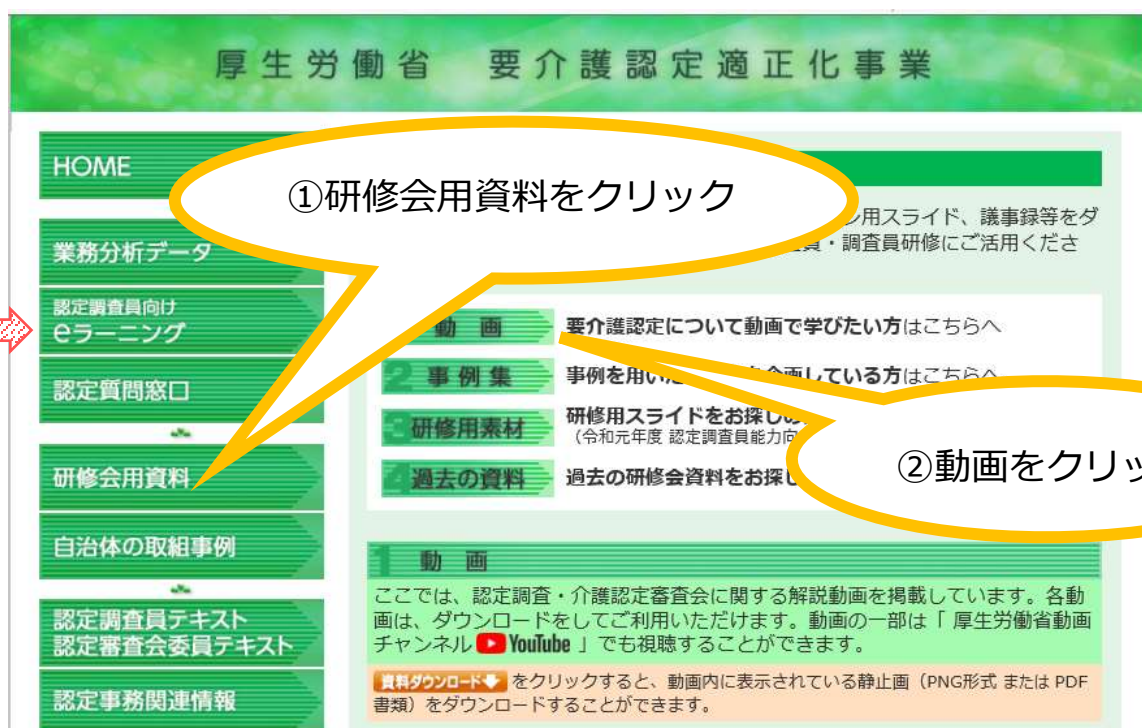
定義に規定された行動がない場合でも介護の手間があるという状態であれば特記事項に記載しましょう。

介護認定調査だより (No.1) の「基本調査と特記事項と審査会の関係」にわかりやすくまとめています。もう一度振り返ってみましょう。

厚生労働省 要介護認定適正化事業 ホームページより おすすめ動画の紹介

<http://www.nintei.net/index.html>

e
ラーニングはこちら



「介護認定審査会の手順と特記事項の書き方」解説動画の「セクション3」の視聴をおすすめします。

●他にも多数の動画をご確認いただけます。ぜひご覧ください。

●バックナンバーもホームページ掲載中です。お役立てください。